

水戸市保健所設置基本方針

水 戸 市

平成 28 年 1 月

目 次

1	基本方針策定の趣旨	1
2	茨城県水戸保健所の概要	2
	(1) 位置	2
	(2) 管轄	2
	(3) 組織体制と主な業務内容	2
	(4) 職員構成	4
3	(仮称)水戸市保健所設置の基本的方向	5
	(1) 目指す姿	5
	(2) 基本目標	6
	(3) 管轄区域	6
	(4) 設置時期	6
4	(仮称)水戸市保健所の主な事務	7
	(1) 保健所事務の概要	7
	(2) 効果的な施策の推進	12
5	組織体制	14
6	職員の確保と育成	15
7	(仮称)水戸市保健所の施設	17
	(1) 設置場所	17
	(2) 施設の概要	17
8	犬・猫の収容・処分施設	18
9	(仮称)水戸市保健所設置の推進	18
	(1) 条例等の制定	18
	(2) 附属機関の設置	19
	(3) 財政的措置の検討	19
	資料編	20

1 基本方針策定の趣旨

住民に身近な行政サービスは住民に身近な基礎自治体が担うとする地方分権の趣旨のもと、本市では、平成12年度に特例市となるなど、事務権限の移譲に積極的に取り組んできました。

そうした中、平成27年4月の地方自治法の一部改正により、本市は、政令指定都市に準じて多くの権限が移譲される中核市としての指定の要件を満たすこととなりました。本市ではこれを大きな機会と捉え、「市民が誇れる住みよいまちづくり」、「特色を生かした自立したまちづくり」、「選ばれる魅力的なまちづくり」を実現するため、中核市への移行を目指しており、地域保健法に規定されている保健所の設置の準備に取り組んでいるところです。

これまでに経験したことのない急激な少子高齢化の進展など、大きな社会構造の変化を背景としながら、本市においても、健康寿命の延伸や食の安全への市民意識の高まり、新型インフルエンザ等の感染症の流行や健康危機に対する懸念など、保健、医療、福祉行政を取り巻く課題が増加しています。

こうしたことから、市民が安心して暮らせる環境を確保していくためには、基礎的な自治体である市が自主性、自立性を高めながら、これらの課題に対応していくことが必要となっています。

そのため、本市の現状に即した保健衛生行政を総合的に展開できるよう、保健所の設置に当たっての基本的な方向性を示す指針として、「水戸市保健所設置基本方針」を策定します。さらに、今後、この基本方針に基づいて、保健所業務の推進体制や施設等の整備を図るため、「水戸市保健所設置基本計画」を策定します。

2 茨城県水戸保健所の概要

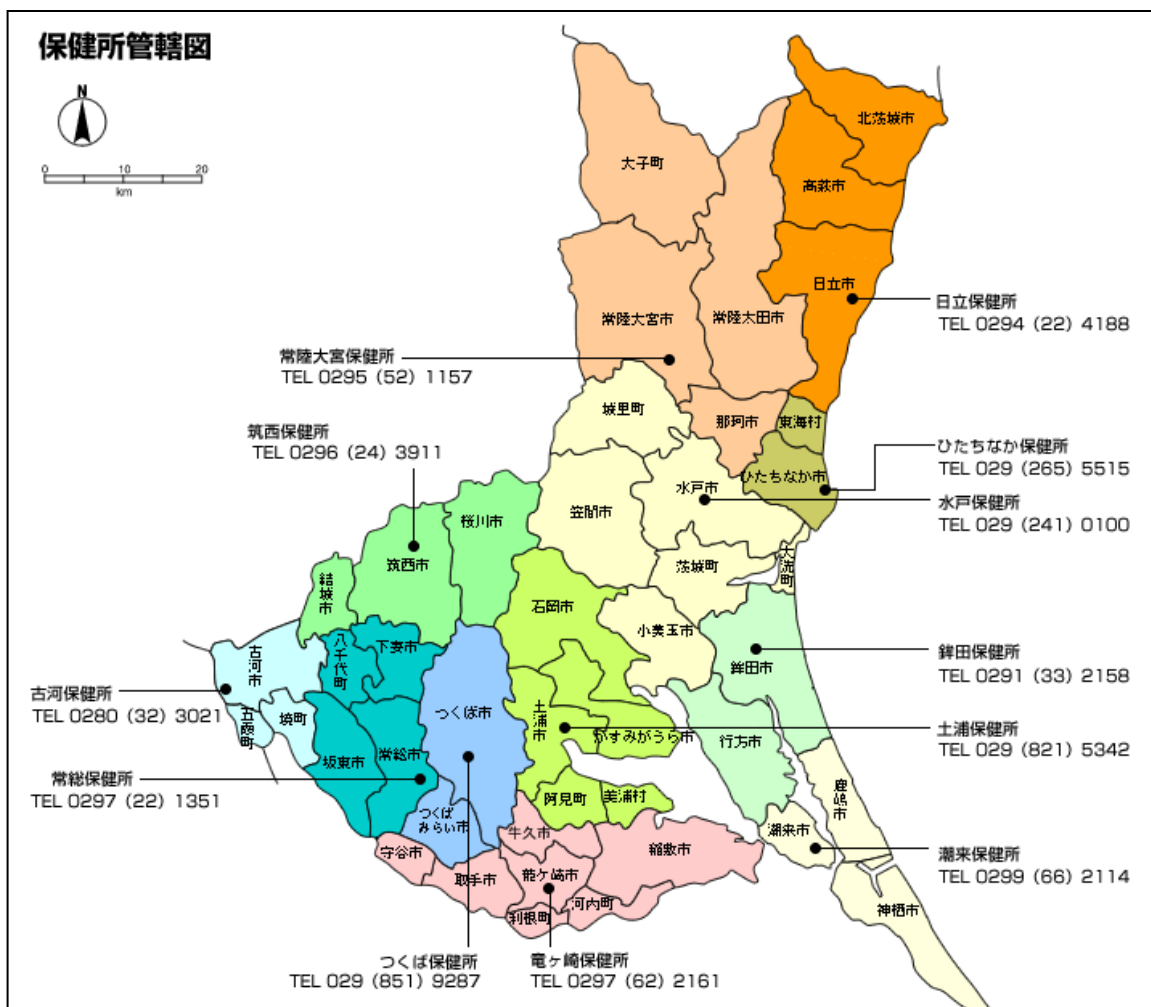
(1) 位置

所在地は、水戸市笠原町であり、施設全体が「いばらき予防医学プラザ」として、水戸保健所のほかに、県立健康プラザ、茨城県精神保健福祉センター、茨城県衛生研究所が配置されています。また、水戸市保健センターとも隣接しています。

(2) 管轄

茨城県が設置する保健所は、県内に 12 か所あります。このうち、水戸保健所は、水戸市、笠間市、小美玉市、茨城町、大洗町及び城里町の 3 市 3 町を管轄し、管内人口は約 47 万人となっています。

図 1 茨城県保健所管轄図



(出典：茨城県ホームページ)

(3) 組織体制と主な業務内容

水戸保健所においては、表 1 のとおり 5 課 1 室の体制により、対人保健サービス及び対物保健サービスなど公衆衛生に係る様々な業務を実施しています。

表 1 茨城県水戸保健所の組織体制と主な業務内容

課 名	主 な 業 務 内 容
総 務 課	<ul style="list-style-type: none"> ・歳入・歳出予算の執行に関する事。 ・県有財産、物品の出納、庁舎の維持管理に関する事。 ・医療従事者免許に関する事。
地 域 保 健 推 進 室	<ul style="list-style-type: none"> ・医事に関する事。 ・介護保険施設等実地指導業務に関する事。 ・厚生統計調査に関する事。 ・地域ケアシステムの推進に関する事。 ・保健、医療、福祉の総合相談業務に関する事。
衛 生 課	<ul style="list-style-type: none"> ・食品営業許可事務及び届出に関する事。 ・調理師、製菓衛生師に関する事。 ・薬事、薬剤師、毒劇物、麻薬等に関する事。 ・環境衛生に関する事。 ・温泉に関する事。
監 視 指 導 課	<ul style="list-style-type: none"> ・食品営業施設の監視指導に関する事。 ・食品等の収去検査に関する事。 ・薬局、医薬品販売業等の監視指導に関する事。 ・旅館、興行場、公衆浴場、クリーニング所及び遊泳用プールの監視指導に関する事。 ・建築物における衛生的環境の確保に関する事。
健 康 増 進 課	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりの推進に関する事。 ・栄養改善に関する事。 ・母子保健に関する事。 ・歯科口腔保健に関する事。 ・母子医療給付に関する事。
保 健 指 導 課	<ul style="list-style-type: none"> ・結核予防対策に関する事。 ・感染症対策に関する事。 ・エイズ予防対策に関する事。 ・難病対策に関する事。 ・肝炎対策に関する事。 ・精神保健福祉対策に関する事。 ・原子爆弾被爆者対策に関する事。 ・アスベスト対策に関する事。

(4) 職員構成

水戸保健所においては、管轄区域3市3町の住民に対する保健衛生行政を担うため、表2のように職員を配置しています。事務職員に加え、医師のほか、獣医師、薬剤師、歯科医師、保健師などの専門職員も多く配置されています。

なお、県においては、保健所事務について、その一部を本庁所管課において実施しているほか、試験検査業務については衛生研究所及び食肉衛生検査所で、犬猫の収容処分に関する業務については動物指導センターで実施しています。

表2 茨城県水戸保健所の組織と職員構成（平成27年4月1日 単位：人）

区分 課別	事務職員	技術職員							嘱託職員	計
		医師	獣医師	薬剤師	放射線技師	管理栄養士	保健師	歯科衛生士		
総務課	7	1								8
地域保健推進室	5				1		1			7
衛生課	1		3	4					1	9
監視指導課	1		3	4		1				9
健康増進課	3					1	1	1	1	7
保健指導課	3				1		7		3	14
計	20	1	6	8	2	2	9	1	5	54

3 (仮称) 水戸市保健所設置の基本的方向

(仮称) 水戸市保健所の設置に当たっての基本的方向として、水戸市の目指す姿やそれを達成するための基本目標などを以下のとおり定めます。

(1) 目指す姿

本市は、平成 26 年度から水戸市第 6 次総合計画がスタートしており、まちづくりの基本理念の一つに、「笑顔にあふれ快適に暮らせる安心都市づくり」を掲げ、「未来を担う子どもたちを笑顔で育み、高齢者、障害者をはじめ、全ての市民が、住み慣れた地域で、支えあい、助け合うコミュニティを高めながら、健康で生き生きと暮らすことのできる環境づくり」を目指し、福祉の充実や健康づくりの支援、医療環境の充実に加え、健康危機管理体制の強化等に努めています。

そのような中、本市は、地方公共団体として自主性・自立性を高め、より一層、特色ある都市づくりを進めるため、中核市への移行を目指しており、保健所の設置に向けた準備を進めているところです。

地域保健法の基本理念には、地域における公衆衛生の向上及び増進が図られるとともに、地域住民の多様化、高度化する保健、衛生、生活環境等に関する需要に適確に対応することができるように、地域の特性及び社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ、総合的に地域保健が推進されるよう規定されています。

また、近年、生活習慣病をはじめとする疾病構造の変化、感染症の流行等健康危機に対する懸念の増大、食の安全への市民意識の高まりなど、地域を取り巻く環境は大きく変化しており、健康の増進や保健衛生の向上への関心はさらに高まっています。

こうした本市のまちづくりや地域保健法における基本理念及び近年の保健衛生への市民意識の高まり等を踏まえ、市民自らの健康増進への取組に対する積極的な支援や地域の環境を衛生的に保つことによる健やかな生活の実現を図るため、保健所設置市としての目指す姿を次のとおり定めます。

健康で生き生きと安心して暮らせるまち・水戸

(2) 基本目標

保健所設置市としての目指す姿を実現するための基本目標を以下のとおり定めます。

ア 市民の健康増進活動の支援の拡充

急激な少子高齢化の進展や高度化、多様化する市民の健康に対するニーズ等を踏まえながら、これまで保健センターが担ってきた母子保健や成人保健に加え、保健所における保健サービスを、きめ細かく、総合的に実施することにより、市民の健康増進活動の支援の拡充を図ります。

イ 衛生的で快適な生活環境の確保

市民の日常生活を支える基盤として、食品や食肉の衛生対策及び生活衛生営業関係施設や薬局などに対する監視指導等を実施するとともに、食品や医薬品に係る検査及び食中毒の発生時等における調査や対策を市自らが迅速にきめ細かく実施することにより、衛生的で快適な生活環境の確保を図ります。

ウ 健康危機管理機能の強化

市民の生命、健康に重大な被害を及ぼす緊急事態等の発生時において、直接的な情報の収集、提供や調査を実施するとともに、市自らが判断、原因究明、被害拡大の防止策を講ずることにより、健康危機管理機能の強化を図ります。

エ 保健、医療、福祉の連携の推進

医師、薬剤師をはじめとする専門職を配置し、医事、薬事事務において専門的、技術的な知見を生かした指導、支援を実施することにより、これまで市が実施してきた保健、福祉施策を含め、保健、医療、福祉の連携に基づいた効果的な施策の展開を図ります。

オ 水戸市の現状に即した独自性のある施策の推進

保健衛生に係る統計資料を活用するなど、より現状に対応した事業を実施するとともに、保健、医療、福祉の分野をはじめ、市の行う様々な施策の中に、独自性のある新たな視点を盛り込み、公衆衛生の向上を効果的に推進します。

(3) 管轄区域

(仮称) 水戸市保健所の管轄区域は水戸市域とします。

(4) 設置時期

(仮称) 水戸市保健所の設置時期については、中核市への移行時期とします。

4 (仮称)水戸市保健所の主な事務

(1) 保健所事務の概要

保健所で行う事務は、保健所の設置その他地域保健対策の基本となる事項を定めた地域保健法をはじめ、食品衛生法や感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）などの個別の法律に規定されています。

（仮称）水戸市保健所で実施する事務の主なものは以下のとおりとなります。

ア 市民の健康増進活動の支援の拡充に係る事務

市民の健康増進活動の支援を図るため、乳幼児から高齢者まで、ライフステージにあわせた事業をきめ細かく、総合的に実施します。

- ・妊産婦から乳幼児まで母子保健に関すること。
- ・成人の生活習慣病対策など健康増進に関すること。
- ・栄養指導・管理に関すること。
- ・歯周病予防等歯科保健に関すること。
- ・結核，O157，新型インフルエンザ等の感染症対策に関すること。
- ・エイズ等性感染症予防に関すること。
- ・肝炎対策に関すること。
- ・難病対策に関すること。
- ・精神保健福祉対策に関すること。

イ 衛生的で快適な生活環境の確保に係る事務

市民の日常生活に係る衛生的な環境を確保するため、食品や食肉等の衛生対策や生活衛生営業関係施設に対する監視指導等を実施します。

- ・食中毒の予防啓発及び食中毒等の調査に関すること。
- ・食品営業許可及び監視指導に関すること。
- ・旅館，興行場，公衆浴場，理・美容所，クリーニング所の営業許可及び監視指導に関すること。
- ・医薬品，医療機器の販売業の許可及び監視指導に関すること。
- ・狂犬病の予防対策，動物の愛護及び管理に関すること。
- ・保健衛生に関する各種統計に関すること。
- ・医療法に基づく立入検査に関すること。
- ・医療従事者免許に関すること。

保健所事務は、法令に基づき本市に権限が移譲される法定移譲事務が基本となりますが、これらとあわせて処理することが適当である事務で、地方自治法 252 条の 17 の 2 の規定に基づき、県の事務処理の特例に関する条例に規定すること等により移譲する任意の移譲事務については、今後、県と協議のうえ、その範囲等について決定していきます。

表 3 地域保健法抜粋

第六条 保健所は、次に掲げる事項につき、企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を行う。

- 一 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事項
- 二 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項
- 三 栄養の改善及び食品衛生に関する事項
- 四 住宅、水道、下水道、廃棄物の処理、清掃その他の環境の衛生に関する事項
- 五 医事及び薬事に関する事項
- 六 保健師に関する事項
- 七 公共医療事業の向上及び増進に関する事項
- 八 母性及び乳幼児並びに老人の保健に関する事項
- 九 歯科保健に関する事項
- 十 精神保健に関する事項
- 十一 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項
- 十二 エイズ、結核、性病、伝染病その他の疾病の予防に関する事項
- 十三 衛生上の試験及び検査に関する事項
- 十四 その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事項

第七条 保健所は、前条に定めるもののほか、地域住民の健康の保持及び増進を図るため必要があるときは、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 所管区域に係る地域保健に関する情報を収集し、整理し、及び活用すること。
- 二 所管区域に係る地域保健に関する調査及び研究を行うこと。
- 三 歯科疾患その他厚生労働大臣の指定する疾病の治療を行うこと。
- 四 試験及び検査を行い、並びに医師、歯科医師、薬剤師その他の者に試験及び検査に関する施設を利用させること。

(仮称)水戸市保健所では、母子保健や健康増進及び精神保健等に係る対人保健サービス、食品衛生及び生活衛生等に係る対物保健サービス等の事務が茨城県から移譲され、実施することとなります。

これらの中には、これまで、県と本市がそれぞれ実施してきた事務もあり、これらを本市が一体的に推進することができるようになり、総合的な展開や効率的な事業実施を図れるとともに、市民の窓口の一元化が可能となります。

表 4 保健所事務移譲に伴う事務の一体的推進の効果

<p>係る事業</p> <p>対人保健サービスに</p>	<p>市では母子保健、健康増進、精神保健福祉、障害者福祉等に係る保健サービスを企画立案し提供しています。また、県では生活習慣病対策、精神保健福祉対策、自殺予防対策、難病対策、結核・感染症対策、エイズ対策、母子保健対策、虐待防止対策等において、広域的、専門的な施策を展開しています。</p> <p>保健所事務の移譲によって、疾病、健康の保持増進に関する取組等、対人保健サービスに係る事業について、市の特性を踏まえたきめ細かな事業を総合的に実施することが可能になります。</p>
<p>助成事業</p> <p>特定不妊治療</p>	<p>市及び県の両者で不妊治療のうち体外受精及び顕微授精について費用の一部を助成していますが、申請者は、現在、水戸保健所と市保健センターの2箇所に申請する必要があります。</p> <p>保健所事務の移譲によって、市の窓口に一元化が可能になり、分かりやすい窓口になります。</p>
<p>事業</p> <p>栄養関係事業・食育推進</p>	<p>市では食生活習慣啓発事業、食生活改善推進員養成・活動支援及び生活習慣病予防教育・相談を実施しています。また、県においても栄養改善・食育事業の推進、健康づくり等の情報発信及び栄養・食生活支援に関する事業に取り組んでいます。</p> <p>保健所事務の移譲によって、これらを一体的に推進することができ、栄養関係事業を総合的に実施できるとともに、市の実情に合ったきめ細かな事業の対応が可能になります。</p>
<p>歯科保健指導業務</p>	<p>市では歯科保健の普及啓発や歯科健康診査を実施しており、また、県においても歯科保健衛生普及事業や8020・6424推進事業や生活習慣病歯科対策事業に取り組んでいます。</p> <p>保健所事務の移譲によって、これらを一体的に推進することができ、歯科保健事業を総合的に実施できるとともに、市の実情に合わせたきめ細かな事業の対応が可能になります。</p>

<p style="text-align: center;">感染症対策事業</p>	<p>市では感染症予防に対する知識の普及・啓発，65 歳以上の高齢者の結核健診の実施，新型インフルエンザ等対策及びO157 予防に対する啓発等を実施しています。また，県においても感染症対策（性感染症の相談・検査，感染症予防の啓発と集団施設等の指導，患者発生時の調査と感染拡大防止策等）や結核対策（予防啓発と患者の登録管理，患者や接触者の指導等）に取り組んでいます。</p> <p>保健所事務の移譲によって，結核や感染症が集団発生した場合等における，早期の感染症まん延防止対策の実施や相談窓口の設置など，迅速な対応が可能になります。また，感染症対策については，予防からまん延防止策まで，幅広く，総合的な支援ができ，結核対策についても予防から患者の支援まで一貫した体制が確保できるようになります。</p>
<p style="text-align: center;">予防接種事業</p>	<p>市では予防接種に係る相談や周知啓発，医療機関との連携等を実施しています。また，県においても，市が実施している予防接種事業に対する指導や予防接種に関する各種相談を実施しています。</p> <p>保健所事務の移譲によって，国から直接，情報を得ることができるため，市民への周知や医療機関への情報提供など，迅速な対応を図ることができるようになります。また，医療機関等に対して，専門的な指導，支援が可能になります。</p>
<p style="text-align: center;">障害者福祉サービス</p>	<p>市では障害者総合支援法に基づく相談支援，障害福祉サービス提供体制の構築等や，精神障害者保健福祉手帳関連事務，医療保護入院に関する市長同意事務等を実施しています。また，県では，精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく事務として，精神保健福祉相談員や医師等が精神障害者及び家族等からの相談に応じ，指導や警察からの通報を受けての危機介入等に取り組んでいます。</p> <p>保健所事務の移譲によって，本人や家族に対して，保健師や精神保健福祉士等の専門職が直接支援を行うことができるようになるとともに，受診勧奨も含め処遇困難ケースへの対応も保健所担当部門と福祉担当部門の職員が連携して行うことができるようになるため，相談から福祉サービス利用までの調整がスムーズに行えるようになります。</p>
<p style="text-align: center;">動物愛護等</p>	<p>市では狂犬病予防接種や飼い犬等のふんの放置について相談・苦情等の対応を実施しており，また，県においても動物の飼い主に対する指導及び助言等に取り組んでいます。</p> <p>保健所事務の移譲によって，県動物指導センターとの連携がしやすくなるとともに，市民にとっても窓口が分かりやすくなります。</p>

ウ 試験検査

(仮称)水戸市保健所においては、食品衛生法、感染症法及びと畜場法等の規定により、検査施設を整備し、食品や食肉等に関する試験検査を行います。

なお、高度な技術や機器等を必要とする等、本市が実施することが難しい検査については、必要に応じ、委託等その実施方法について、県衛生研究所や民間検査機関等と協議、検討を行います。

表 5 (仮称)水戸市保健所が行う主な検査

検査の種類	対象	検査内容等	根拠法令等
理化学検査	食品, 食肉, 医薬品, 家庭用品 等	添加物, 残留農薬, 有害物質 等	食品衛生法 他
微生物検査 (細菌検査)	食品, 食肉 等	一般細菌数, カンピロバクター属菌, 大腸菌群, 大腸菌 等	食品衛生法 他
微生物検査 (感染症検査)	腸管出血性大腸菌 (O157等), ノロウイルス 等		感染症法 他
	結核		
	HIV, 梅毒, クラミジア		
BSE検査	食肉 (牛)	異常プリオン	と畜場法, 牛海綿状脳症対策特別措置法 他
病理検査	食肉 (牛)	寄生虫, 腫瘍, 炎症 等	

エ 健康危機管理

感染症, 食中毒, 食品や水の汚染等により, 市民の生命, 健康に重大な被害を及ぼす緊急の事態が発生した場合においては, 国や医療機関等から情報を直接入手し, 市自らが原因の究明, 判断, 被害拡大の防止策を講じます。

また, 日ごろから, 感染症のサーベイランスや食品衛生等の監視指導等を適切に実施し, 健康危機の発生を未然に防止するとともに, 市の医師会, 薬剤師会, 歯科医師会及び獣医師会並びに茨城県等の関係機関と連携し, 健康危機に係る対策マニュアルの策定や訓練等を実施することにより, 健康危機発生時に迅速で的確な対応がとれるよう, 健康危機管理機能の強化を図ります。

(2) 効果的な施策の推進

保健所事務を行うに当たっては、移譲事務とこれまで水戸市で取り組んできた事務との有機的な連携に努めるとともに、水戸市の現状を反映させるなど、市民サービスの一層の向上が図れるよう効果的な施策の推進を図ります。

ア 保健，医療，福祉の連携の推進

これまで本市の保健センターにおいて実施してきた市民に密着した母子保健や成人保健などに加え、茨城県水戸保健所において実施してきた対人保健に係る専門的な事務を合わせて実施することにより、窓口の一元化と総合的な施策の展開や連携の推進により、効果的な事業の実施に努めます。

また、食品衛生、医事、薬事事務等の対物保健も同時に実施することになるため、保健衛生全体として連携をもった保健サービスの展開を図ります。

さらに、医師、薬剤師、保健師及び獣医師など専門職の配置により、それらの職員が持つ専門的、技術的な知見を生かした指導や支援を実施することにより、保健、医療、福祉の連携のさらなる推進を図ります。

イ 水戸市の現状に即した独自性のある施策の展開

保健衛生行政において、茨城県が食品衛生事業等で独自事業を展開しているように、移譲される保健所事務について、本市も自らの考えによって施策を行うことができることになるため、大きなメリットになると考えられます。

これまで、本市では、表 6 に示すとおり、保健センターにおいて、対人保健サービスに関して市民の現状やニーズにあわせて独自の事業を実施してきました。今後、県から移譲される対人保健及び対物保健サービスの事務についても、市民の生命、健康に関わるものであり、本市の現状に即した独自のきめ細かな施策を展開するなど、一層の市民サービスの向上を図ります。

また、施策に市民の現状やニーズ等を反映させるためには、ボランティアや関係団体等との連携を強化することが重要であり、市民との協働による施策の効果的な推進に努めます。

表 6 水戸市の保健センターで実施している対人保健サービスに係る主な独自事業

母子保健	成人保健
<ul style="list-style-type: none"> ・ 不妊治療費助成事業 ・ 妊婦歯科健康診査 ・ 子育て教室（めだか教室, トライ離乳食） ・ 7 か月児健康相談 ・ 1 歳 6 か月児健診事後教室（ひよこ教室） ・ 2 歳児歯科健康診査 ・ お父さんの子育て手帳の配布 ・ 健全母性育成事業 ・ 思春期ふれあい体験事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活習慣病予防健診（18歳～39歳） ・ 前立腺がん検診 ・ 保健推進員の設置
	<p style="text-align: center;">予防接種事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 任意接種に対する助成 おたふくかぜ 小児インフルエンザ 高齢者肺炎球菌 成人の風しん

5 組織体制

本市においては、保健所事務の実施に当たっては、総合的な保健衛生の拠点として、市の保健窓口の一元化を図り、従来の保健センターとの連携を第一に考えた体制を整えていく必要があります。

そのため、新たな組織体制については、茨城県の事例や他市の事例を参考にして、表7のとおり、これまでの保健センターの機能を含め、総務部門、健康増進部門、保健予防部門、生活衛生部門、試験検査部門を基本とする部署を設ける方向で検討するものとします。

表 7 (仮称) 水戸市保健所の組織体制

部 門	主 な 所 掌 事 務
総務部門	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域保健に係る統計に関すること。 ・ 地域保健に係る企画立案及び調整に関すること。 ・ 健康危機管理の総括に関すること。 ・ 地域医療に関すること。 ・ 医事に関すること。
健康増進部門	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子保健に関すること。 ・ 成人保健に関すること。 ・ 歯科保健に関すること。 ・ 健康づくりの推進に関すること。 ・ 栄養改善に関すること。
保健予防部門	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症対策に関すること。 ・ 難病対策に関すること。 ・ 肝炎対策に関すること。 ・ 性感染症対策に関すること。 ・ 精神保健福祉に関すること。
生活衛生部門	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品衛生に関すること。 ・ 生活衛生関係営業等に関すること。 ・ 薬事に関すること。 ・ 狂犬病予防に関すること。 ・ 動物の愛護及び管理に関すること。
試験検査部門	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食肉衛生検査に関すること。 ・ 食品衛生に係る試験検査に関すること。 ・ 感染症に係る試験検査に関すること。 ・ 生活衛生・医薬品に係る試験検査に関すること。

また、表 8 に示すとおり、茨城県では、保健所事務の一部を本庁所管課や保健所以外の出先機関で実施しています。これらの事務の移譲に当たっては、(仮称)水戸市保健所において実施することを基本としながらも、関連する施策のある部署への移管も検討するものとします。

表 8 茨城県において保健所事務のうち本庁所管課等で実施している事務の例

県所管課	事務の概要
保健福祉部 子ども家庭課	<ul style="list-style-type: none"> ・小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業に係る補助金の申請等の業務 ・結核児童療育給付事業及び結核児童日常用品費等給付事業 ・長期療養児療育相談支援事業 ・不妊治療費助成事業 ・不妊専門相談センター事業
保健福祉部 薬務課	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品医療機器等法の規定に基づく薬局製造販売医薬品の承認、薬局等に対する許可の取消等の事務等
保健福祉部 生活衛生課	<ul style="list-style-type: none"> ・と畜場法の規定に基づく、と畜場の設置許可、処理獣畜の制限等の事務並びにと畜検査(食肉衛生検査所) ・動物の愛護及び管理に関する法律の規定に基づく、犬猫の引取り、返還、譲渡、負傷動物等の収容等(動物指導センター)

6 職員の確保と育成

移譲される新たな事務を実施する際には、表 9 に示すとおり、医師資格を持った保健所長をはじめ、資格の必要な様々な職種を置かなければならないため、それらの職員の確保と育成を計画的に進めます。

茨城県水戸保健所各課の人員の配置は表 2 のとおりですが、県においては、試験検査業務については衛生研究所及び食肉衛生検査所で、犬猫の収容処分に関する業務等については動物指導センターで実施しているため、(仮称)水戸市保健所においては、それらに係る職員の配置が必要となります。

これらの職員は、専門的な知識や技術及び経験を必要とされるため、保健所設置準備段階から計画的に採用を進め、引継ぎに十分な期間をとり研修を実施します。研修の開始に際しては、茨城県への職員の派遣などについて県と協議を行います。さらに、移行後においても、職員の実務研修等を年次的に実施し、人材の育成を進めていきます。

また、移行当初に円滑な運営が図れるよう、実務経験の豊富な県職員の(仮称)水戸市保健所への派遣等の支援を視野に、必要な人材の確保について県と協議を行います。

表 9 専門職と主な業務

職名及び必要な資格	主な業務
保健所長 (医師)	所の業務の統括
医療監視員 (なし)	病院, 診療所又は助産所の報告の徴収及び立入検査
薬事監視員 (薬剤師, 医師, 歯科医師 又は獣医師等)	薬局, 医薬品販売業の報告の徴収及び立入検査等並びに違反 医薬品等の廃棄・回収
毒物劇物監視員 (薬事監視員)	毒物及び劇物の販売業者, 営業所等の立入検査及び収去
精神保健福祉相談員 (精神保健福祉士等)	精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談に応じ, 並びに 精神障害者及びその家族等を訪問して必要な指導を行う。
栄養指導員 (医師又は管理栄養士)	専門的な知識及び技術を必要とする栄養指導を行うこと。 特定, 多数の者に継続的に食事を供給する施設に対し, 栄養 管理の実施について必要な指導及び助言を行うこと。
食品衛生監視員 (医師, 歯科医師, 薬剤師 又は獣医師等)	営業者等からの報告徴収, 物件・施設等の臨検検査, 食品等 の収去, 営業施設等の監視・指導
家庭用品衛生監視員 (薬事監視員等)	有害物質を含有する家庭用品の販売・製造施設等への立入検 査, 報告の徴収
と畜検査員 (獣医師)	と畜場等で解体された獣畜の検査, と殺解体の禁止, 消毒等 の措置, 廃棄等の命令及び執行
狂犬病予防員 (獣医師)	犬の抑留, 捕獲, 処分及び隔離
環境衛生監視員 (医師, 歯科医師, 薬剤師 又は獣医師等)	環境衛生営業の立入検査等

7 (仮称) 水戸市保健所の施設

(仮称) 水戸市保健所の運営に当たっては、移譲される事務を行うための事務室や試験検査の施設等が必要となり、それらの整備について以下のことを基本に検討を進めます。

(1) 設置場所

(仮称) 水戸市保健所で行う事務については、母子保健や成人保健等の対人保健サービスを中心として、保健センターの事務と深い関連があります。また、医療に関連する事務については水戸市医師会と、食中毒や感染症対策等に関連する事務については茨城県衛生研究所等との連携に十分に配慮する必要があります。

そのため、水戸市保健センターとの一体性や水戸市医師会等の関連機関との連携を考慮し、(仮称) 水戸市保健所は、現在の水戸市保健センター敷地内に設置することが望ましいと考えられます。

(2) 施設の概要

(仮称) 水戸市保健所の施設については、水戸市保健センターとの一体的な運営体制を踏まえ、既存の水戸市保健センターの建物を増築し、既存部分も含めて全体を(仮称) 水戸市保健所として整備する方向で検討します。

施設の概要は、表 10 に示すとおり、主に事務室、健(検)診室、相談室、検査室、休日夜間緊急診療所で構成するものとし、今後、施設整備に係る基本的な計画について取りまとめ、整備に向けた検討を進めます。

表 10 施設の概要

主な部屋の区分	概 要
事務室	・待合スペース、受付窓口 ・事務スペース
健(検)診室	・特定健診、がん検診、性感染症等の検診
相談室	・健康相談・指導、精神保健相談、乳幼児等育児相談・指導 ・申請、許認可関係の相談・指導
会議室(教育・研修室兼用)	・大、中、小会議室
検査室	・理化学検査、微生物検査、食肉衛生検査等 ※検査内容については、「4(2)試験検査」のとおり、今後県などと調整するものとします。
休日夜間緊急診療所	・待合スペース、受付窓口 ・診察室(内科、小児科、外科、歯科) ・薬局

8 犬・猫の収容・処分施設

狂犬病予防法に規定されている犬の抑留並びに動物の愛護及び管理に関する法律に規定されている犬及び猫の引取り並びに負傷動物の収容等に関する事務は、中核市の業務として位置付けられており、犬等の収容・処分の業務を実施する必要があります。本市の運営する施設の位置付けは、飼い主による終生飼養と可能な限り殺処分を減らすことを目指した、動物の愛護意識の普及啓発や飼い主への指導等も実施するものとします。

設置場所については、施設の業務内容等を踏まえるとともに、市内の既存施設の活用等を考慮し選定します。

施設の整備に当たっては、防音、防臭設備の導入等、周辺環境にも配慮したものとすることとします。また、殺処分に係る事務については、茨城県動物指導センターへの委託を視野に入れながら県と協議を行っていきます。

9 (仮称)水戸市保健所設置の推進

(1) 条例等の制定

(仮称)水戸市保健所の設置に伴い、保健所の設置に係る条例をはじめ、業務を行う上で必要となる条例の制定を行うとともに、必要に応じて規則や要綱等についてもあわせて制定します。

表 11 (仮称)水戸市保健所の設置に伴い必要と想定される条例

No.	条 例 名 称
1	保健所条例
2	診療所における専属の薬剤師の設置に関する基準を定める条例
3	食品衛生法施行条例
4	と畜場法施行条例
5	興行場法施行条例
6	旅館業法施行条例
7	公衆浴場法施行条例
8	理容師法施行条例
9	美容師法施行条例
10	クリーニング業法施行条例
11	化製場等に関する法律施行条例
12	保健所事務手数料条例
13	保健所運営協議会条例
14	感染症診査協議会条例

(2) 附属機関の設置

(仮称)水戸市保健所の設置に伴い、法律に基づく次の附属機関を新たに設置します。

ア 感染症の診査に関する協議会

感染症法の規定により、感染症の患者等に対し法律に基づいて行う措置に係る必要事項等について審議を行う附属機関です。

イ 保健所運営協議会

地域保健法の規定により、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項等について審議を行う附属機関です。

なお、本市の保健センターで実施している対人保健サービス等に係る業務について審議する水戸市健康づくり推進協議会の統合を含めた見直しについても、あわせて検討します。

(3) 財政的措置の検討

(仮称)水戸市保健所の施設整備に係る経費については、現行制度においては、市の負担となることから、今後、建設費の縮減や財政的負担軽減について検討を進めます。

また、運営経費については、中核市の移譲事務に係る地方交付税の増額により賄えるものと見込まれます。今後、移譲事務に係る財政的影響についての詳細な見通しを立てるものとします。

資料編

水戸市保健所設置基本方針策定の経過

年 月 日	内 容
平成 27 年 4 月 16 日	平成 27 年度第 1 回水戸市中核市移行推進委員会開催 ・保健所専門部会の設置について
5 月 27 日	平成 27 年度第 1 回保健所専門部会開催 ・保健所設置基本方針の策定について等
7 月 2 日	埼玉県越谷市保健所視察
7 月 27 日	平成 27 年度第 2 回保健所専門部会開催 ・保健所設置基本方針策定方針について等
8 月 3 日	平成 27 年度第 2 回水戸市中核市移行推進委員会開催 ・保健所設置基本方針策定方針について
8 月 18 日	群馬県高崎市保健所視察
8 月 25 日	埼玉県越谷市保健所視察
9 月 25 日	平成 27 年第 3 回水戸市議会定例会 ・水戸市保健所設置審議会条例案可決（9 月 30 日制定）
10 月 15 日 ～11 月 4 日	水戸市保健所設置審議会委員公募 ・委員 1 名を公募（11 月 11 日選考により決定）
10 月 30 日	平成 27 年度第 3 回保健所専門部会開催 ・水戸市保健所設置基本方針（素案）について
11 月 9 日	平成 27 年度第 3 回水戸市中核市推進委員会開催 ・水戸市保健所設置基本方針（素案）について

11月26日	平成27年度第1回水戸市保健所設置審議会開催 ・水戸市保健所設置基本方針の策定について（諮問）
12月4日 ～平成28年1月4日	市民意見公募手続 ・水戸市保健所設置基本方針（素案）について （市民意見応募なし）
12月18日	平成27年度第2回水戸市保健所設置審議会開催 ・水戸市保健所設置基本方針（素案）について
平成28年1月14日	平成27年度第3回水戸市保健所設置審議会開催 ・水戸市保健所設置基本方針（素案）について
1月19日	平成27年度第4回水戸市保健所設置審議会開催 ・水戸市保健所設置基本方針の策定について（答申）
1月26日	庁議開催 ・水戸市保健所設置基本方針策定

水戸市保健所設置審議会条例

平成 27 年 9 月 30 日

水戸市条例第 37 号

(目的)

第 1 条 保健所の設置に関する事項を審議するため、水戸市保健所設置審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 保健所の設置に係る計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、保健所の設置に関し、必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、市民、関係行政機関又は関係団体の役職員及び学識経験者のうちから、市長が委嘱する 20 人以内の委員をもって組織する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、保健所の設置の日の前日までとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、審議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 7 条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、保健福祉部において行う。

(補則)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成3年水戸市条例第1号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

水戸市保健所設置審議会委員名簿

所属機関及び団体名		役 職 名	氏 名
関係団体の役職員	1	水戸市医師会	会 長 ◎原 毅
	2	水戸市医師会	理 事 青木 かを里
	3	水戸市歯科医師会	会 長 ○猿田 範雄
	4	水戸市歯科医師会	副 会 長 大澤 賢祐
	5	水戸薬剤師会	副 会 長 山 本 大
	6	水戸薬剤師会	副 会 長 河合 光恵
	7	水戸市獣医師会	副 会 長 岡庭 明彦
	8	茨城県看護協会	会 長 相川 三保子
	9	茨城県食品衛生協会 水戸食品衛生協会	会 長 高木 茂平
	10	茨城県生活衛生営業指導センター	理 事 長 二川 哲男
	11	水戸市食生活改善推進員会	会 長 安齊 昭子
	12	水戸市保健推進員連絡協議会	会 長 田上 恵子
学識経験者	13	常磐大学コミュニティ振興学部	教 授 松村 直道
	14	獨協医科大学（公衆衛生学）	准 教 授 西連地 利己
	15	医療法人碧水会汐ヶ崎病院	院 長 高 沢 彰
	16	水戸市議会	議 長 村田 進洋
市民	17	公募	大場 厚子

◎ 会長 ○ 副会長

任期 平成27年11月26日～保健所設置の前日まで

中核市移行（保健所事務移譲）に向けた推進体制

1 水戸市中核市移行推進委員会

(1) 目的

中核市への移行を円滑に推進するために、中核市移行推進委員会を設置する。

(2) 所掌事項

- ①中核市移行の推進に関すること。
- ②その他必要と認める事項に関すること。

(3) 委員

委員長 主管副市长

副委員長 他の副市长

委員 消防長，市長公室長，総務部長，財務部長，生活環境部長，保健福祉部長，産業経済部長，都市計画部長，水道部長，教育部長，その他委員長が指名する者

(4) 庶務

行政改革課

(5) 施行日

平成 27 年 4 月 1 日

2 保健所専門部会

(1) 目的

保健所設置に関する調査等を行うために、中核市移行推進委員会に保健所専門部会を設置する。

(2) 所掌事項

- ①保健所設置に関する調査及び検討
- ②保健所に係る移譲事務に関する調査及び検討
- ③その他これらに類する事項で中核市移行に必要なものの調査及び検討

(3) 部会員

部会長 保健福祉部長

副部会長 部会長が指名する者

部会員 政策企画課長，行政改革課長，人事課長，財政課長，環境課長，福祉総務課長，障害福祉課長，高齢福祉課長，介護保険課長，水道総務課長

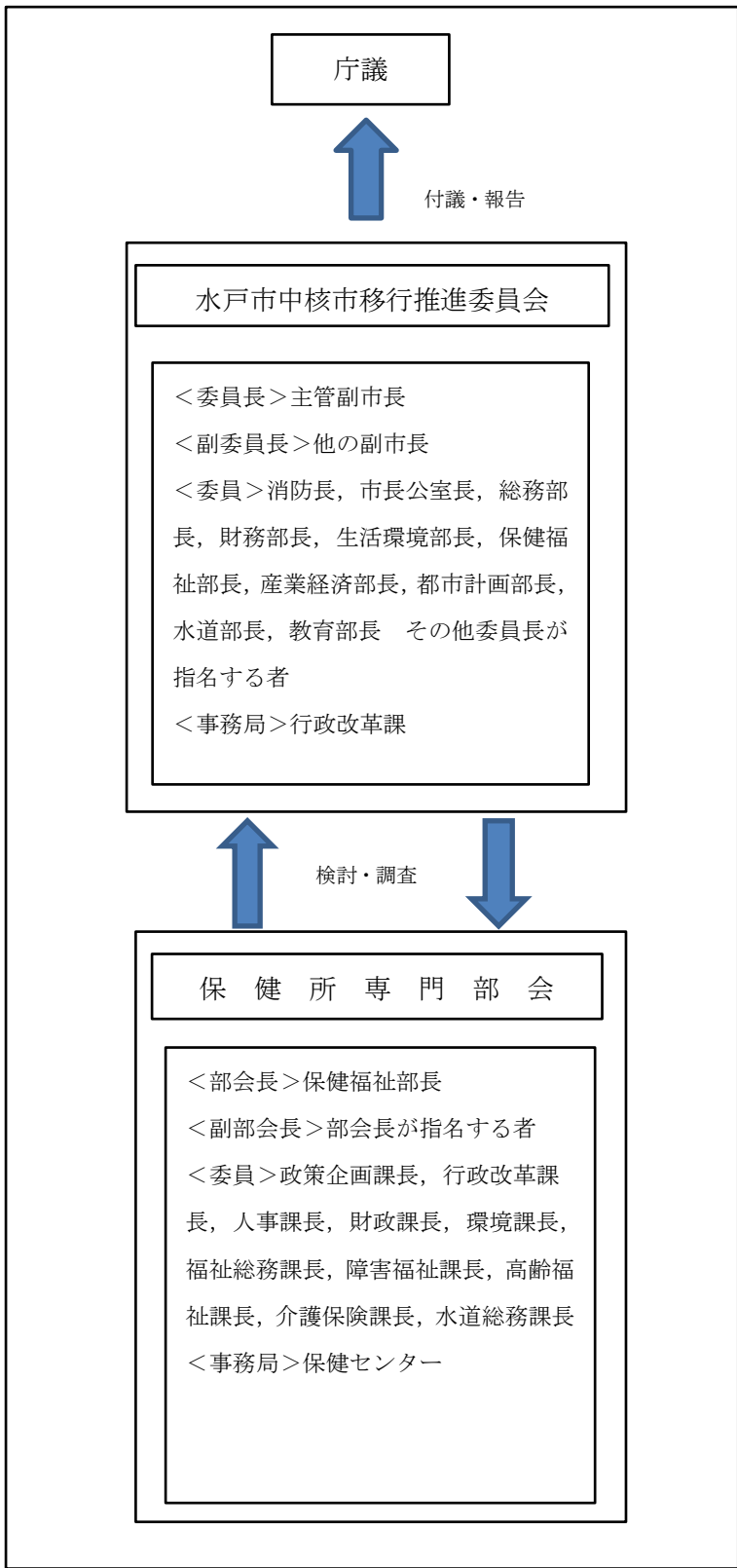
(4) 庶務

保健センター

(5) 施行日

平成 27 年 4 月 28 日

推進体制図



【水戸市中核市移行推進委員会】

1 目的
 中核市への移行を円滑に推進するために、副市长をトップとする各部長等から構成される中核市移行推進委員会を設置する。

2 所掌事項
 (1) 中核市移行の推進に関すること。
 (2) その他必要と認める事項に関すること。

【保健所専門部会】

1 目的
 保健所設置に関する調査等を行うために、中核市移行推進委員会に保健所専門部会を設置する。

2 所掌事項
 (1) 保健所設置に関する調査及び検討
 (2) 保健所に係る移譲事務に関する調査及び検討
 (3) その他これらに類する事項で中核市移行に必要なものの調査及び検討

※専門部会は、必要に応じて設置するものとする。